

第三百三十六号議案

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一号を加える。

六 警察用航空機の運用に関すること。

第八条の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この条例は、令和三年十月一日から施行する。

（提案理由）

警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則（令和三年国家公安委員会規則第一号）の施行を踏まえ、警視庁警備部及び地域部の所掌事務を改める必要がある。